

## 生活困窮者自立支援法施行に伴う政省令告示（案）等について

### 1 政令 ※条文案は現時点での案であり、今後変更等があり得る。

	法律の規定の内容	政令条文案（イメージ）	備考
第9条第1項 【国庫負担】	<p>（国の負担及び補助）</p> <p>第九条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。</p> <p>一 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 （略）</p> <p>三 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額</p> <p>四 （略）</p>	<p>○ 毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する法第九条第一項第一号又は第三号の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>一 生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用について市等又は都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額</p> <p>二 市等又は都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p> <p>○ 毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する法第九条第一項第二号又は第四号の額は、市等又は都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。</p>	<p>国庫負担基準の具体的な内容は厚生労働大臣告示において定める。 (注2)</p>
第9条第2項 【国庫補助】	<p>2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>○ 毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する額は、市等又は都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。</p> <p>○ 毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する額は、市等又は都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに法第六条第一項第四号及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。</p>	

<p>第 18 条 【就労訓練事業に関する大都市等の特例】</p>	<p>(大都市等の特例) 第十八条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。</p>	<p>○指定都市において、法第十八条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（※）に定めるところによる。 ※就労訓練事業に関する事務が該当する旨を規定する予定。</p> <p>○中核市において、法第十八条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令（※）に定めるところによる。 ※就労訓練事業に関する事務が該当する旨を規定する予定。</p>	
<p>附則第 11 条</p>	<p>(政令への委任) 第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>規定しない。</p>	

(注 1) 他に、社会福祉法施行令に規定する社会福祉事業の対象者の最低人員の特例（20 人→10 人）の適用を受ける事業に、法第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を追加する。また、就労訓練事業について、国及び自治体等における随意契約の取扱いについて検討。

(注 2) 自立相談支援事業の国庫負担基準について、厚生労働大臣が定める基準（告示）において、年度ごとに定めること、国の負担率、基準に基づき算定した額と実際に要した費用の額（そのための寄附金その他の収入を控除）のいずれか低い額を負担すること等について規定。

【告示の規定イメージ】

生活困窮者自立支援法施行令第○条の規定により毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する額は、次に掲げる額のいずれか少ない額に四分の三を乗じた額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 一 生活困窮者自立相談支援事業の実施に必要と認められる額
- 二 市等又は都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

2 省令 ※条文案は現時点での案であり、今後変更等があり得る。

	法律の規定の内容	省令条文案（イメージ）	備考
<p>第2条第2項 【自立相談支援事業及びプランの内容】</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 一・二（略） 三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令（①）で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令（②）で定めるものを行う事業</p>	<p>①生活困窮者の生活に対する意向、生活全般の解決すべき課題、支援の目標及びその達成時期、支援の種類及び内容並びに支援を提供する上での留意事項とする。</p> <p>②訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、法第二条第一項第三号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるために必要な援助とする。</p>	<p>自立相談支援事業の具体的な内容について、通知で示す。</p>
<p>第2条第3項 【住居確保給付金の支給対象者】</p>	<p>3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。</p>	<p>事業を行う個人が事業を廃止した場合とする。</p>	<p>住居確保給付金の支給手続き等について、通知で示す。</p>
<p>第2条第4項 【就労準備支援事業の対象要件等】</p>	<p>4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令（①）で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令（②）で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。</p>	<p>①次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する者であって、かつ、生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日において六十五歳未満の者であること。</p> <p>イ 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第二百九十五条第三項の条例で定める金額を十二で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号（生活保護法に</p>	<p>就労準備支援事業の具体的な内容について、通知で示す。</p>

		<p>よる保護の基準を定める等の件)による住宅扶助基準に基づく額(以下「住宅扶助基準に基づく額」という。)を合算した額以下であること。</p> <p>ロ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額以下であること。</p> <p>二 前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。</p> <p>②一年を超えない期間とする。</p>	
第2条第5項【一時生活支援事業の対象要件等】	<p>5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令(①)で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令(②)で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令(③)で定める便宜を供与する事業をいう。</p>	<p>①次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 生活困窮者一時生活支援事業の利用を申請した日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。</p> <p>ロ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額(当該額が百万円を超える場合は百万円とする。)以下であること。</p> <p>二 生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。</p> <p>②三月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、六月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。</p> <p>③衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。</p>	一時生活支援事業の具体的な内容について、通知で示す。
第4条第2項【自立相談支援事業等の委託先】	<p>(生活困窮者自立相談支援事業)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。</p>	<p>生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認めるものとする。</p> <p>※法第6条第2項で各事業に準用。</p>	※(注1)参照。

<p>第5条第1項 【住居確保給付金の支給要件】</p>	<p>(生活困窮者住居確保給付金の支給) 第5条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第2条第3項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日において、六十五歳未満の者であつて、かつ、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していないものであること。</li> <li>二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。</li> <li>三 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること。</li> <li>四 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額(当該額が百万円を超える場合は百万円とする。)以下であること。</li> <li>五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。</li> </ul>	
<p>第5条第2項 【住居確保給付金の支給手続等】</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、<u>厚生労働省令</u>で定める。</p>	<p>○一月ごとに支給し、その月額は、生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)とする。ただし、申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が基準額を超える場合には、基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額(住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額)とする。</p> <p>○支給期間は、三月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が上記支給要件一から五(一を除く。)のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。</p> <p>○生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない</p>	

		<p>い労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えたときは、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。</p> <p>○生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。</p> <p>○都道府県等は生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下「就労支援」という。）を行うものとする。</p> <p>○都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業において就労支援を受けることその他当該生活困窮者の就職を促進するために必要な事項を指示することができる。</p> <p>○生活困窮者住居確保給付金は、生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。</p> <p>○生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。</p> <p>○生活困窮者が居住する住宅の賃貸人は、生活困窮者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する生活困窮者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。</p> <p>○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。</p> <p>○生活困窮者住居確保給付金の支給を受けられる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によっては、生活困窮者住居確保給付金は支給しない。</p>	<p>(様式第一号)</p>
<p>第10条第1項 【就労訓練事</p>	<p>第十条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提</p>	<p>①就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等とする。</p>	<p>就労訓練事業の具体的な内容について、</p>

<p>業の認定基準等】</p>	<p>供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令(①)で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令(②)で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令(③)で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。</p>	<p>②就労訓練事業認定申請書に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の長)に提出しなければならない。</p> <p>③次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生活困窮者就労訓練事業を行う者 次のいずれにも該当する者であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法人格を有すること。</li> <li>ロ 生活困窮者就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。</li> <li>ハ 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。</li> </ul> </li> <li>ニ 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。</li> <li>ホ 次のいずれにも該当しない者であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</li> <li>(2) 認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者</li> <li>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者</li> <li>(4) 破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動を行った者</li> <li>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者</li> </ul> </li> </ul>	<p>通知で示す。 (様式第二号)</p>
-----------------	---	---	---------------------------

		<p>(6) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者</p> <p>(7) 破産者で復権を得ない者</p> <p>(8) 役員の中に(1)から(7)までのいずれかに該当する者がある者</p> <p>(9) (1)から(8)までに掲げる者のほか、その行った生活困窮者就労訓練事業(過去五年以内に行ったものに限る。)に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者</p> <p>二 就労等の支援 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ ロに掲げる生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。</p> <p>ロ 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。</p> <p>(1) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。</p> <p>(2) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。</p> <p>(3) 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者と連絡調整を行うこと。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。</p> <p>三 安全衛生 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者(労働基準法第九条に規定する労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。</p> <p>四 災害補償 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害(労働基準法第九条に規定する労働者に係るものを除く。)が発生した</p>	
--	--	--	--

<p>第 11 条第 4 項 【ハローワークの求人情報の提供】</p>	<p>(雇用の機会の確保)          第十一条 (略)          2・3 (略)          4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)その他<u>厚生労働省令</u>で定める方法により提供するものとする。</p>	<p>場合の補償のために、必要な措置を講じること。           書面の提出による提供とする。</p>	
<p>第 19 条</p>	<p>(実施規定)          第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、<u>厚生労働省令</u>で定める。</p>	<p>○認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業に関し、第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項について変更があった場合には速やかに変更のあった事項及び年月日を、第二号に掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を都道府県知事等に届け出なければならない。          一 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名          二 認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名          三 認定生活困窮者就労訓練事業の利用定員の数          四 認定生活困窮者就労訓練事業の内容          五 前条第二号イの責任者の氏名          ○認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業を行わなくなったときは、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。           ○法第十五条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。</p>	

(注1) 委託先について原則法人格を求めるものの、以下のような要件を満たす場合には、委託先として認める予定。

- ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること
- ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること
- ③ 市町村等が当該共同体に事業を委託することが適切であると判断すること

(注2) 都道府県知事等は、省令の公布後、施行前においても、就労訓練事業を行う者の申請に基づき、認定基準に適合していることにつき、当該認定に相当する認定をすることができる旨規定する。(都道府県知事等が当該認定に相当する認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に当該相当認定を受けた就労訓練事業者が認定基準に該当しなくなった場合を除き、施行日以後は、都道府県知事等が行った法第十条第一項の認定とみなす。)

(注3) 他に、社会保険労務士が代理する申請等の事務に、生活困窮者就労訓練事業の認定の申請等を加える。

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	昭和・平成	年	月 日 満( )歳
③電話番号		④性別	男・女

申立事項	⑤ 2年以内に離職したこと				
	離職時期				
	離職した事業所				
	⑥ 離職前に世帯の生計を主として維持していたこと				
	離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況				
	⑦ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)				
	(1) 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	(2) 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
	住居の家主等				
	喪失するおそれのある住居の家賃額				
	現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等				
⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

都道府県等の長 殿

申請者氏名

印

記名押印又は署名

様式第一号（裏面）

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第15条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

平成 年 月 日

都道府県知事（指定都市・中核市の長）殿

申請者 { 主たる事業所の所在地  
名 称  
代表者の職・氏名 ㊞

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ( )		
		電話番号		FAX 番号
	法人の種別		法人所轄庁	
	代表者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ)		
	所在地及び連絡先	郵便番号 ( )		
		電話番号		FAX 番号
	責任者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数			
	内容			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	(フリガナ)		

様式第三号（第二十五条関係）

生活困窮者自立支援検査証	
第 号	
写  真	官 職 又は職名
	氏 名
	生年月日
	生活困窮者自立支援法第十五条第三項に定める当該職員であることを証する。
平成 年 月 日 交付	
都 道 府 県 知 事	
市（区）町 村 長	
	印

（裏面）

生活困窮者自立支援法（抄）
（報告等）
第十五条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。
3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この検査証は、職名の異動が生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 68 ミリメートルとする。